

認証基準の改正について(厚生労働省告示第15号:令和元年5月23日)

制定/ 改正 等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第23条の2の23第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定 する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)の別表番号	医療機器の名称	医薬食品局長通知	告示改正 の有無
新設	別表第2-3	1 輸液ポンプ用輸液セット 2 自然落下式・ポンプ接続兼用輸液セット	令和元年5月23日薬生発0523第2号 別添1	有
新設	別表第2-4	1 交換輸血用輸血セット 2 輸血セット 3 輸血用連結管	令和元年5月23日薬生発0523第2号 別添2	有
新設	別表第2-5	1 静脈ライン用フィルタ	令和元年5月23日薬生発0523第2号 別添3	有
削除	別表第3-94	1 輸液ポンプ用輸液セット 2 自然落下式・ポンプ接続兼用輸液セット	-	有
削除	別表第3-95	1 交換輸血用輸血セット 2 輸血セット 3 輸血用連結管	-	有
削除	別表第3-102	1 静脈ライン用フィルタ	-	有